御坂共立歯科診療所が取得する施設基準

施設基準は、保険医療機関が診療行為を行うにあたり、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等など、医療機関が法令に基づいて満たす必要のある基準となります。

◆当院は、保険医療機関の指定を受けています。

【医療機関番号】

18, 1039, 2 笛歯 1039

【保険医療機関名称】

御坂共立歯科診療所

【保険医療機関住所】

山梨県御坂町八千蔵535-1

【その他の医療機関指定】

労災指定医療機関、原子爆弾被害者一般疾病医療機関、生活保護法による医療機 関、臨床研修施設指定、介護給付費等

◆当院では、個人情報保護に努めています。

問診表、診療録、検査記録、歯型等の個人情報は治療目的以外には使用致しません。

◆義 歯 を 6 ヵ月 再 作 製 できない取り扱い。

保険で作製した新しい入れ歯(同一の物)は、作製後6ヶ月間は新たに作り直すことができません。

◆明細書発行体制加算

当院では医療の透明化を患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

なお、当加算は医療機関の明細発行体制を評価するものであり、明細書発行の費用ではありません。

◆医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格を行う体制を有しています。質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報・特定健診情報等、十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

◆施設基準の一覧

当院では、厚生労働省関東信越厚生局に下記の施設基準の届出を行っています。

国出名称	受理番号	算定開始年月日
初診料(歯科)の注1に掲げる基準	(歯初診) 第 314 号	平成 30 年 9 月 1 日
歯科外来診療医療安全対策加算 1	(外安全 1) 第 423 号	令和6年9月1日
歯科外来診療感染対策加算 1	(外感染 1) 第 423 号	令和 6 年 9 月 1 日
歯科治療時医療管理加算	(医管) 第 94 号	平成 28 年 6 月 1 日
小児口腔機能管理料の注3に規定		
する口腔管理体制強化加算	(口管強)第3号	令和 6 年 10 月 1 日
在宅療養支援歯科診療所 1	(歯援診 1) 第8号	平成 30 年 10 月 1 日
在宅患者歯科治療総合医療管理料	(在歯管) 第 36 号	平成 28 年 8 月 1 日

有床義歯咀嚼機能検査1の口及び 咀嚼能力検査	(咀嚼能力) 第 8 号	平成 31 年 1 月 1 日
有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び 咬合圧検査	(咬合圧) 第 20 号	令和6年8月1日
歯科口腔リハビリテーション料 2	(歯リハ2)第10号	平成 26 年 4 月 1 日
歯科技工士連携加算1及び光学印 象歯科技工士連携加算	(歯技連 1) 第 44 号	令和6年6月1日
CAD/CAM 冠	(歯 CAD) 第 148 号	平成 27 年 4 月 1 日
クラウン・ブリッジ維持管理料 ※補綴物維持管理	(補管) 第 570 号	平成 20 年 6 月 1 日
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	(歯外在べⅠ)第 51 号	令和6年6月1日
酸素の購入価格	(酸単) 第 6125 号	令和6年4月1日

令和7年9月1日現在

◆金属床による総義歯の提供

下記の金額から、熱可塑性樹脂を用いて総義歯を作製した場合の金額(保険外併用療養費)(概ね 41,750

円)を差し引いた分を特別の料金として患者から徴収します。

●当院での金属床総義歯の価格は次のとおりです。

金属の種類	1 床当たりの価格		
	上顎	下顎	
コバルトクロム合金	187,000	187,000	
チタン合金	217,800	217,800	
チタン床(純チタン)	209,000	209,000	

価格変更日 令和6年3月18日